

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

令和元年台風第十九号による災害に關し、令和元年十月十二日からさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、毛呂山町及び越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野元裕